

令和6年第1回定例会

令和6年2月15日 開会

2月15日 閉会

昭和病院企業団議会会議録

昭和病院企業団議会

目 次

○2月15日

期 日	1
場 所	1
出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	1
議会職員出席者	1
議事日程	2
開会宣告	3
日程第1	会議録署名議員の指名	5
日程第2	会期の決定	5
日程第3	行政報告	5
	(1) 令和5年度公立昭和病院4～12月期取扱患者実績について	
	(2) 令和5年度昭和病院企業団病院事業会計4～12月期収支概況に ついて	
日程第4	議案第1号 昭和病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正 する条例	13
日程第5	議案第2号 昭和病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例	14
日程第6	議案第3号 令和5年度昭和病院企業団病院事業会計補正予算(第1号)	16
日程第7	議案第4号 令和6年度昭和病院企業団構成市分賦金の額の決定について	18
日程第8	議案第5号 令和6年度昭和病院企業団病院事業会計予算	18
閉会宣告	33

令和6年昭和病院企業団議会第1回定例会議事録

○ 期 日 令和6年2月15日（木曜日）

○ 場 所 昭和病院企業団議会議場（公立昭和病院講堂）

○ 出席議員（13名）

1番	村山ひでき	2番	小林正樹
4番	津本裕子	5番	朝木直子
6番	伊藤真一	7番	阿部利恵子
8番	沢西卓哉	9番	中村きよし
10番	鈴木たかし	11番	佐竹康彦
12番	床鍋義博	13番	山崎英昭
14番	小林たつや		

○ 欠席議員（1名）

3番 山田大輔

○ 出席説明員

企業長兼院長	坂本哲也	副院長	藤田彰
副院長	川口淳	副院長	山口浩和
事務局長	原口博	事務局次長兼会計担当課長	小林忠幸
事務局担当次長兼連絡担当課長兼診療支援担当課長	金井弘子	総務課長	野口尚巳
人事課長	笹野孝	業務課長	手塚達也
予防健診担当課長	山下准	経営企画課長事務代理	門上晶子
医事課長事務代理	酒井晋		

○ 議会職員出席者

書記長	小林忠幸	書記次長	芳賀琢馬
書記	高橋賢治		

○ 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 行政報告

日程第4 議案第1号 昭和病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第2号 昭和病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第3号 令和5年度昭和病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第4号 令和6年度昭和病院企業団構成市分賦金の額の決定について

日程第8 議案第5号 令和6年度昭和病院企業団病院事業会計予算

午前9時26分 開会・開議

- 議長（阿部 利恵子） それでは、開会宣言を行います。

改めまして、おはようございます。ただいまの出席議員数は13名です。

なお、本日、小平市、山田議員から欠席の届出が出されておりますが、定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年昭和病院企業団議会第1回定例会を開会いたします。



- 議長（阿部 利恵子） ここで、企業長より発言を求められておりますので、許可いたします。坂本企業長。

- 企業長（坂本 哲也） 企業長です。議長からお許しをいただきましたので、一言、定例会に先立ちまして御挨拶を申し上げさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、令和6年第1回定例会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、現在の病院の状況でございますけれども、皆様御存じのとおり、コロナに関しましてはこの暮れから正月にかけて都内でも感染の拡大を見ていたわけですが、この北多摩北部におきましても同様に患者の増加がございました。幸い、1月の末あたりから患者の増加が止まってまいりまして、1月の末は大体20名程度のコロナ患者の入院患者さんが当院でもいらっしゃいましたけれども、昨日の時点では16名ということで、ベッドを数床用意して、新たな患者さんの受入れが可能な状況になってございます。

また、都内全体で見ても定点あたりのコロナ患者さん、先週、今週続けて約10人程度、それから、入院患者さんも都内全体で1,700人程度というところで増加が止まりましたので、これから少し気候がよくなってくると、コロナに関しては一山超えた可能性が高くなったかというふうに考えております。

当院としては、従来どおり、コロナ患者さんの治療と併せて本来の当院の業務である高度急性期医療、これを両立させるべくベッドの確保をしながら努力をしているという状況でございます。

また、先ほど御紹介のございました、本年元旦に発生した能登半島地震への対応についての御報告を簡単にさせていただきます。お手元に連携だよりの資料もお配りしておりますので御参照いただければと思います。

地震発生後、当院は日本DMAT災害医療チームの準備をして待機をしておりましたけれども、今回は東京都及び関東にはなかなか出動依頼が来ませんでした。まず、直近の中部地方等からの派遣が優先されておりました。

しかし、1月10日になりまして派遣依頼がございまして、最終的に1月12日の早朝にDMAT車両を用いて医師2名、看護師2名、事務の調整員1名の計5名のチームを石川県能登半島に派遣をいたしました。朝7時に病院を出発しましたが、この時点でまだ非常に道路状況が悪く、輪島市役所に着くまで13時間をかけて現地に入っております。当日の夜勤のオンコール、あるいは、翌日から自衛隊と一緒に避難所の設営、それから、避難所の巡回診療等

を行っております。主な活動場所としては、門前町総合支所及び輪島市門前町七浦地区集会所等での訪問診療をしております。また、現地では、コロナ、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症が発生をしているという状況がございましたので、他の機関からの感染対策専門チームと共同で現地での感染対策を協力して対応しております。

5日間の活動を終えて、最終的に1月18日の夕方、当院に無事帰着をいたしました。そのことについては写真で連携だよりに御報告をさせていただいております。

また、今後の予定ですけれども、DMATの活動はもう既に終了しておりますけれども、今回やはり現地で非常に健康を崩す方が避難所、あるいは自宅等でも多いということで、日本医師会の災害医療チーム、いわゆるJMATチームの出動要請が当院にもきております。今現在、東京都医師会、日本医師会と詳細な日程の調整をしているところですので、2月の下旬に4日間程度の日程で、医師、看護師、事務職員等の派遣を行うということになってございます。これについては、主に避難所で避難されている方の健康管理が主な仕事になるという予定でございます。

また、これら以外、通常の病院業務としては、この4月から、もうあと1か月半を残すのみですけれども、医師の働き方改革がいよいよ実施をされます。これに伴いまして病院の中での働き方、医師の労務管理ということが非常に重要になってまいりますので、これまでもプロジェクトチームで実際の医師の勤務状況、あるいは労働内容等についての調査を行ってまいりました。これらに基づいて、新しく労務の軽減計画等を立てて評価機関との調整を行い、この4月からの制度開始に向けて様々な、例えば当直日誌の電子化等も含めて今現在作業を進めている最中でございます。

また、構成市民の皆様への活動につきましては、定期的に市民公開講座を各地で御協力いただいているところでございますけれども、直近では1月27日土曜日に、清瀬けやきホールにおきまして清瀬市様の後援をいただき、清瀬市医師会・北多摩医師会との共催で市民公開講座を開催させていただきました。非常に多くの市民の皆様にご参加いただき、質疑等でも非常に盛り上がったということでございます。

さて、本日の定例会の議案でございますけれども、まず、行政報告につきましては、令和5年度の収支概況の御説明をさせていただきたいと思っております。病院事業の経営状況につきましては、減価償却費等の計上をこれから見込まなければいけませんので、最終的に年度末にこれらを見込むと非常に厳しい状況であるというふうを考えております。

また、議案につきましては、先ほどお話をした医師の働き方改革に伴い、今後の診療体制を維持していくためにはやはり人員の確保が必要であるということになります。そのために、職員定数の見直しを考えましたので、これを提案させていただきます。この働き方改革に必要な職員定数の見直しに伴う人件費につきましては、その後に御説明させていただく令和6年度の病院事業会計予算に計上させていただいております。当院では、医師の働き方改革に沿った改革を院内でも進めていくとともに、ちょうど昨日、厚生労働省中医協から令和6年度の診療報酬改定の数値が公表されましたので、これをよく調べ、そして、取組を進めて、経営状況を少しでも改善していくということに取り組んでいきたいと考えております。

詳細につきましては後ほど事務局から御報告をさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

私からは以上になります。よろしくお願ひいたします。

- 議 長（阿部 利恵子） 企業長、ありがとうございました。

- 議 長（阿部 利恵子） 続きまして、諸般の報告をいたします。

まず、監査委員から、令和5年9月から11月分の昭和病院企業団病院事業会計出納検査の結果についての報告が提出されております。お手元に配付しておりますので、御確認願ひます。

それでは、日程に従いまして、本日の会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議 長（阿部 利恵子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定によりまして、議長において指名いたします。本日は、2番、小林正樹議員、9番、中村きよし議員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

日程第2 会期の決定

- 議 長（阿部 利恵子） 続きまして、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日限りとしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議 長（阿部 利恵子） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 行政報告

- 議 長（阿部 利恵子） それでは、日程第3、行政報告を行います。

報告は、患者実績、収支概況の2件について行ひます。

質疑につきましては、2件全ての報告が終わった後、順次行ひますので、よろしくお願ひいたします。最後に、行政報告以外の全般的な事項について質疑をお受けいたします。

まず、行政報告（1）令和5年度公立昭和病院4月～12月期取扱患者実績についての報告をお願ひいたします。酒井医事課長事務代理。

- 医事課長事務代理（酒井 晋） それでは、患者実績につきまして御報告いたします。

お手元に配付いたしてあります行政報告（1）令和5年度公立昭和病院4月～12月期取扱患者実績を御覧いただきたいと存じます。

上段の表の業務の実績でございますが、区分欄、入院、外来それぞれ一番上の行が1日当たりの平均患者数、次の行が延べ患者数を示しておりますので、この数を中心にA欄、予算

との比較で、B欄、実績、C欄、予算との差引き、F欄、過不足、G欄、達成率を御報告させていただきます。

区分欄、入院のA欄の令和5年度予算1日平均患者数398人に対しまして、B欄の実績は346.7人、C欄の予算に対する実績の差引きで51.3人の減となっております。F欄の過不足は予算延べ患者数に対する実績延べ患者数となりますが1万4,108人の減となり、G欄の予算に対する達成率は87.1%となっております。区分欄、入院の「うち（感染症）」についてですが、第Ⅱ種感染症指定医療機関として感染症科の入院患者実績を再掲しております。新型コロナウイルス感染症の陽性患者及び疑い患者の収容により、延べ入院患者数は1,193人、1日平均患者数4.3人で行いました。

次に、外来では、A欄の予算1日平均患者数1,035人に対しまして、B欄の実績は1,000.2人、C欄の予算に対する実績の差引きで34.8人の減となっております。F欄、延べ患者数の過不足では6,431人の減で、G欄の予算に対する達成率は96.6%となっております。次の（参考）外来は、土日等の休日を除いた患者数を参考までに再掲いたしております。

続きまして、下段の表になります。（参考）として、人間ドック受診者数につきまして各区分の上段の数で御報告いたします。人間ドック、脳ドックともに一番上の行が1回当たりの平均受診者数、次の行が延べ受診者数でございます。A欄、予算、B欄、実績、F欄、予算に対する実績の過不足、G欄、予算達成率を中心に御説明いたします。

1日ドックは予算18人に対しまして実績15人、F欄の過不足は560人の減となり83.2%の予算達成率となっております。脳ドックは予算2.4人に対しまして実績2人、F欄の過不足は12人の減となり84.8%の予算達成率となっております。半日ドックは一月当たりの受診者数でございます。予算54.8人に対しまして実績58人、F欄の過不足は29人の増となり105.9%の予算達成率となっております。

また、その他として、令和5年度年末年始救急患者来院状況、それから、本日修正で配付させていただきました令和5年度休日・夜間救急患者統計表の2枚が参考資料としてございます。こちらは後ほど御覧いただければと存じます。

患者実績につきましては以上でございます。

○ 議長（阿部 利恵子） ありがとうございます。

続きまして、行政報告（2）令和5年度昭和病院企業団病院事業会計4月～12月期収支概況についての報告をお願いいたします。小林会計担当課長。

○ 会計担当課長（小林 忠幸） それでは、収支概況について御報告させていただきます。

行政報告（2）令和5年度昭和病院企業団病院事業会計4月～12月期収支概況を御覧ください。

今回は、日程の関係上、12月分の例月出納検査が済んでおりませんが、四半期の区切りとしまして12月までの実績を報告させていただきます。

初めに、上段の収益的収支（予算第3条）の表を御覧ください。

まず、表の上段の収益的収入の合計（B）欄、執行額計は158億6,310万9,000円となりまして、表の下段の収益的支出の合計（B）欄、執行額計は141億5,768万6,000円となっております。

ります。12月までの執行額計の収支差引きでは17億542万3,000円の収入増となっております。

収入増の理由ですが、下段の収益的支出の（C）欄、執行率を御覧ください。2行目の給与費が70.1%、その2行下の経費が65.6%であり、次の減価償却費他では3.7%の執行率となっております。これらの費用では、現時点では例月執行のものなどに限られていることから、執行額が低く抑えられております。また、上段の収益的収入では、医業外収益の（B）欄、12月までの執行額計は23億5,417万8,000円となりまして、（C）欄、執行率は86.0%となっております。これは、例年12月までに構成市分賦金15億円全てが収入されていることに加えまして、今年度も新型コロナ関連の補助金等で約2億5,000万円の収入があり、現時点で収支差17億円余の収入増となっております。

しかしながら、上段、収益的収入の病院の本業であります4行目の医業収益では、（D）欄の予算に対する過不足額で7億389万円余が不足しております。

この詳細につきましては右側の備考欄を御覧ください。12月までの累計実績の予算比で入院の1日平均の患者数が51.3人の減となりまして、予算額に未達成になっております。病床稼働が低い原因ですが、新型コロナ患者受入れのために確保している感染症病床隣接のコホート病棟及び救命救急センターの病床のうち、平均して17床が空床となっていることの影響がございました。

また、小児科及び産婦人科の病棟については、地域からの要請もありまして、入院ベッド合計79床と十分に確保しておりますが、この稼働率が35%程度と50床程度空いているということが影響しております。こうした、いわゆる政策的に確保しているような病床の空床が全体の稼働率低下の要因となっておりますが、そのほかの病床の稼働率は約83%でございますので、ここをさらに向上させるべく努めているところでございます。

続きまして、資料に戻りまして、下段の表、資本的収支（予算第4条）の表を御覧ください。

表の1行目、資本的収入の（B）欄、執行額計は548万1,000円となりまして、右の（D）欄の予算額に対する過不足額1,010万6,000円が不足しております。補助金など今後年度末にかけて収入されるものがありますので、現時点では収入が低くなっております。

次に、2行目の資本的支出の（B）欄、執行額計は4億211万円となり、右の（D）欄の予算額に対する過不足額の欄、2億8,540万1,000円が執行残となっております。これは、3月執行予定の企業債元金償還金のほか固定資産購入費等の建設改良費で、未執行があるためでございます。

続きまして、この資料の裏面をお願いいたします。＜参考資料＞前年度比較表でございます。収益的収支の収入支出を前年度と比較しております。表の右側半分が12月までの執行額計になりますが、合計欄の一番右側の列、対前年度比較を御覧ください。

まず、上段の収益的収入の合計では101.9%と1.9%の増となっております。これは、医業収益が107.2%と増加したためでございます。なお、医業外収益は79.5%と大きく減額となっております。こちらは新型コロナウイルス関連の補助金が前年度に比べて減額となったためでございます。

続いて下の段、収益的支出の合計では105.1%と5.1%の増となっております。内訳ですが、医業費用の給与費で期末手当の0.1月分の増などによりまして1.5%増加、材料費は収益と連動しておりますけれども14.6%の増加、経費は光熱水費の増によりまして2.5%増加となっております。

収支差引きは、この12月時点での前年度比で約3億9,000万円減少している状況でございます。

収支概況に関する報告は以上でございます。

続きまして、行政報告（2）の2、令和5年度重要な資産の取得に係る契約に関する報告を御覧ください。

本件は重要な資産の取得として、予算で議決をいただいております予定価格2,000万円以上の器械備品の購入に関して報告するものでございます。内容は、本年度下半期に契約いたしました3件の買入れに関する報告でございます。表面は1件の報告、裏面は契約金額2,000万円未満となりました2件を記載しております。

初めに表面をお願いいたします。1番、契約件名は手術用顕微鏡の買入れで、2番、契約決定業者は株式会社イノメディックスでございます。3番、契約金額は3,685万円、4番、履行期限、令和6年3月31日までに整備が完了する予定でございます。最後の契約手続きでございますが、指名競争入札により決定しております。

続いて、裏面をお願いいたします。こちらは移動型デジタル式汎用X線透視診断装置の買入れと心臓カテーテル用検査装置の買入れの2件でございます。資料に記載のとおり、いずれも契約金額は2,000万円未満、それから、契約手続きにつきましては指名競争入札となっております。

収支概況及び重要な資産の取得につきましての御報告は以上でございます。

◇

○ 議 長（阿部 利恵子） 小林会計担当課長、ありがとうございました。

ただいまから、行政報告に対する質疑を行います。

質疑は報告事項ごとに行います。なお、質疑につきましては、昭和病院企業団議会会議規則第50条の規定に基づき、同一議員につき同一議題について2回までとしておりますので、御留意のほどよろしくお願いいたします。

御発言がある方は手を挙げていただき、指名をさせていただきます。お近くのマイクを使って、その場で立っていただいて質疑をいただきますよう、お願いいたします。

初めに、行政報告（1）令和5年度公立昭和病院4月～12月期取扱患者実績についての質疑をお受けいたします。

質疑のある方、挙手願います。

5番、朝木議員。

○ 5 番（朝木 直子） 患者の取扱いの実績ですけれども、夜間の救急の受入れについて伺いたいと思います。私自身も一昨日、夜間に体調を崩しまして救急病院を探したんですけれども、幾つかに電話して5つぐらい教えてくれて。それで昭和病院さんにもお電話した

んですけれども、やはり電話自体が繋がらないという状態で、苦勞してやっと市外の病院を見つけて行ったんですけれども、特に夜間の救急の受入れについて、その需要と供給といえますか、受入れ希望の方と実際に受入れている方の数が全然足りていないのではないかと思います、その点、課題として捉えていらっしゃるのか。

それから、今後、救急患者の受入れについて少し拡大を考えていらっしゃるのか、その辺りを伺いたいと思います。（１）だけですよね、今は。以上です。

○ 議 長（阿部 利恵子） 御答弁をお願いいたします。坂本企業長。

○ 企 業 長（坂本 哲也） 御質問ありがとうございます。

救急医療につきましては、特に今のこの冬場の時期は脳卒中や心筋梗塞などの循環器疾患の増加もございまして、当院としても非常に厳しい需給逼迫状況でございますし、また、この北多摩地区全体でもかなり厳しい状況になってございます。

主に三次救急とそれから初期、二次救急に分けて御説明をさせていただきますと、三次救急については御案内のとおり北多摩北部で、当院が唯一の救命救急センターとして活動しておりますので、当院が診れないと圏域外に出なければいけないということで最大限の努力をしております。

応需率に関しては大体70%程度ということで、やはりどうしても救命救急センターのICUが8床でございますので、特に土日等すぐにいっぱいになってしまうと、その後は診れないということになっていきます。応需数に関してはほぼ毎月安定していますので、やはりコロナ等で依頼が非常に増えてくると、やむを得ず断らざるを得ないという患者さんが出てきますけれども、これに関しては極力、当院として解決をしていかなければいけない問題だと考えております。

それから、初期、二次の歩いてこられる方、あるいは、緊急性がそれほど高くない救急車の方に関しては、北多摩北部全体で救急病院が少ないということで、地域全体の問題もございます。それを解決すべく、東京ルールということで受入れ困難な方が5回以上断られた方に関しては毎日当番の病院が診るということで、公立昭和病院は土日の当番を必ずしておりますので、土日のこの圏域の搬送困難例に関しては必ず当院で受けているわけなんですけれども、これがやはり少ない月は1日5、6件で済むんですけれども、この冬場は10件を超える東京ルールの患者さんを受けなければいけないということで、これらについてはその全てが入院が必要というわけではなく、外来で診療して御帰宅いただけるという方もいるんですけれども、やはりキャパシティー的にはいっぱいになってしまうということです。

それから、当院以外の病院が担当している平日に関しましても、それぞれの医療機関で受けきれずに当院への相談がたくさん来ているということで、ここについては当院としても最大限の努力をしていきたいと思いますが、ただ、圏域内の二次救急、あるいは、初期救急の患者さんの数が膨大ですので、当院だけで解決できる問題ではございませんので、今月も地域救急医療会議で、この圏域内の二次救急の医療機関の担当の方に集まっていただいて、お互いにうまくコミュニケーションを図りながら連携をしていくことが必要と考えております。

また、電話がつながりにくいということに関しては大変申し訳ないと思います。どうしても特に夜間になりますと救急外来で患者さんの看護に手いっぱいになってしまって、電話に出る専任が確保できずに、鳴っていても出られないという時間が生じてしまうということはあるということは認識してございます。

以上です。

○ 議長（阿部 利恵子） 5番、朝木議員。

○ 5番（朝木 直子） ありがとうございます。事情はよく理解いたしました。

地域の問題とおっしゃいましたけれども、まさにそのとおりだなと思ひまして、私自身も、高熱と激しい腹痛で、どこの病院に電話してももう受入れが無理と言われるか、あるいは、つながらないような状態で、知り合いにはもう救急車を呼びなさいよと言われたんですけども、救急車まではというところなんです。ただ、受入れがなされると、結局お子さんと救急車を呼ぶということになって、悪循環というか、救急車を呼ぶか呼ばないかぎりぎりの方でも、結局、受入れ先がないということで救急車を呼んだほうがいいよという話になっているんですよ。

地域の問題ということはよく理解いたしましたので、それはそれとして、昭和病院でもそのあたりの課題解決に取り組んでいただければと思います。ありがとうございました。

以上です。

○ 議長（阿部 利恵子） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○ 議長（阿部 利恵子） 特になければ、なしと認めます。

次に、行政報告（2）令和5年度昭和病院企業団病院事業会計4月～12月期収支概況についての質疑をお受けいたします。

質疑のある方、挙手願います。6番、伊藤議員。

○ 6番（伊藤 真一） 6番、東村山市の伊藤でございます。医業収益の収支についてお尋ねしたいと思います。

令和4年度決算の監査報告においては、医業収益に課題がある、あるいは、まだ厳しい状況にあるというコメントがあったかと思ひます。先ほど御報告の中で、対前年度の執行額の比較でいうとかなり改善してきているというのは見えるのと、一方で、費用のほうに目を移しても費用も増えていると感じました。これは収支で考えたときに、令和4年度の決算の反省といいますか結果を踏まえて改善してきている。そして、収支ともに良好な状態であるというふうな見方をしているのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○ 議長（阿部 利恵子） 小林会計担当課長。

○ 会計担当課長（小林 忠幸） 伊藤議員さんの質問にお答えいたします。

説明と御指摘にございましたとおり、医業収支のほうは改善の傾向にあります。実際、全体の経常収支につきましては、先ほどの報告させていただきましたがコロナ関連の補助金が大幅に減額となっております。今後、下半期もあまり見込めない状況となっておりますので、経常収支全体を見ますと、現時点の状況でいくと約4億円から5億円の赤字になってし

もうという見込みでございます。

以上でございます。

- 議長（阿部 利恵子） よろしいですか。

次に、ほかに質疑のある方。5番、朝木議員。

- 5番（朝木 直子） 収支の状況については今理解いたしました。

行政報告の（2）の2ですけれども、医療機器の顕微鏡などの買入れの件ですけれども、指名競争入札というふうに記載がありますけれども、落札率等は分かりますでしょうか。

- 議長（阿部 利恵子） 野口総務課長。

- 総務課長（野口 尚巳） 今、電卓をたたきますので少々お待ちください。



- 議長（阿部 利恵子） 暫時休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時04分 再開

- 議長（阿部 利恵子） 休憩を閉じて再開いたします。



- 議長（阿部 利恵子） 御答弁お願いします。

- 総務課長（野口 尚巳） 手術用顕微鏡についてですけれども、当院が定めました予定価格と落札額は同額でございます。

以上です。

- 議長（阿部 利恵子） 5番、朝木議員。

- 5番（朝木 直子） 100%ということで電卓は要らなかったということですね。

この顕微鏡ですけれども、伺いたかったのはここに書いてある裏面の2件もお伺いしたいのと、それから、指名競争入札は何社で入札があったのかも伺えればと思います。

それから、この100%という数字ですけれども、これをどのように捉えているのか。

それから、入札における不正の防止についてはどのような対策を講じているのか。以前に談合事件等の経緯がありましたので、そのあたりをどのように防止されているのか、伺えればと思います。

- 議長（阿部 利恵子） 野口総務課長。

- 総務課長（野口 尚巳） 裏面の契約についてのところですが、1件ちょっと違いますが、移動型デジタル式汎用X線透視診断装置のほうは予定価格と落札額は同額でございます。もう一件のほうは、ほぼ100%に近いんですけれども99.9%です。

業者の数ですけれども、まず、手術用顕微鏡は、事前に医療機器の選定委員会等を開きまして、当院の求める仕様に合った医療機器を扱える業者というところで、医療機器に沿ったいわゆるディーラーさん、卸さんをメーカー直販の場合と卸の場合とそういった業者さんを選定しておりまして、その中で1件目の手術用顕微鏡については7者を指名しております。そのうち2社が辞退しておりまして、応札は5社でございます。続きまして、裏面の移動型デジタル式汎用X線透視診断装置ですけれども、こちら7者を指名しております。辞退が

3者、応札は4者でございます。続いて、心臓カテーテル用の検査装置は、こちらも7者を指名しております、辞退が2者、応札は5者でございます。

機器の仕様について扱えるディーラーが違いますので、そういった中で当院のほうに登録をいただいている業者の中から選定をしております。ですから、同じような機械だから同じ業者を毎回指名しているというわけではなくて、その機器の特性に合わせて扱える業者等を選定しておりますので、その辺については特に談合等がないとこちらでは認識しております。

以上です。

○ 議長（阿部 利恵子） 野口総務課長、御答弁を続けてお願いします。

○ 総務課長（野口 尚巳） すみません。総務課長、野口です。

今、当院の中では、契約担当と、そういった物を調達する部署、業務課になりますけれども、そちらのほうをまず分けておまして、そちらでまず牽制をかけられるような形にしております。かつ、予定価とかそういった契約に関わる手続については、契約担当と幹部の一部の職員しかそういった契約関係の稟議等の決裁が見られない、関われない、かつ予定価についても一部の者しか携わることができないという形の業務処理の中で、そういったことが漏れないような形でキャビネットも鍵をかけて書類を保管する。そういった形でやってございます。

以上でございます。

○ 議長（阿部 利恵子） 事務局次長。

○ 事務局次長（小林 忠幸） すみません、補足をさせていただきます。

官製談合事件があった後、再発の防止策としましては職員の研修等の徹底をしております。まず、服務規程の一部を改正しまして、利害関係者との接触に関する指針を制定しております。それから、公務員倫理汚職防止の研修の実施、それから、契約の基礎研修ということで、基礎的な契約の手続も研修しております。それから、企業団の職員のコンプライアンスの推進委員会を設置しまして、その中でコンプライアンスの基本方針というものも制定するなど、職員への注意、再発防止の対策を行ってきております。

以上でございます。

○ 議長（阿部 利恵子） よろしいですね。

ほかに質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（阿部 利恵子） 特になければ、質疑なしと認めます。

以上で、行政報告2件に対する質疑を終了いたします。

それでは、行政報告以外の全般的な事項について質疑がございましたらお願いいたします。

2番、小林議員。

○ 2番（小林 正樹） 行政報告とは全く関係ないんですが、適切な発言の場がなかったものですから、相談をさせていただいて、この場所で発言させていただきます。

冒頭の議長の御発言の中で、パソコン、タブレット、飲物の持込みの禁止ということで御

発言がありました。当然、今までのルールの中でもそのような発言をしていただいたと思っておりますが、今、各議会の構成市議会の中ではICT化ですとか暑さ対策という意味で、積極的にということではありませんけれども、適宜必要な場合は持込みができるというようなルール改正がほとんどされているのではないかと考えております。小金井市もそのような対応になってございます。

そういったことから、昭和病院企業団議会においても、適切な場所で御検討方を、議長にお願いさせていただきます。

以上です。

- 議長（阿部 利恵子） 今、御意見をいただきました件ですけれども、パソコン、タブレット端末、また飲物の持込みにつきましては、当企業団議会の運営にも関わる事項ですので、本日の次第終了後に少しお時間をいただいて、今後の進め方をどのように議論していくか、皆様からの意見集約の方法なども含めまして、本日、協議をさせていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

- 議長（阿部 利恵子） では、よろしく願いいたします。後ほどお時間をいただければと思います。

ほかに質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（阿部 利恵子） よろしいですか。
これもちまして、行政報告を終わります。

◇

日程第4 議案第1号 昭和病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部
を改正する条例

- 議長（阿部 利恵子） 次に、日程第4、議案第1号、昭和病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。坂本企業長。

- 企業長（坂本 哲也） それでは、議案第1号、昭和病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

議案第1号の資料の3枚目、改正条例の新旧対照表を御覧いただければと思います。本案は、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が日本耳鼻咽喉科・頭頸部外科学会に名称を変更したことに伴うものでございます。高度急性期医療、あるいは、がん診療に責任を持つて行う当院におきましても、耳鼻咽喉科が耳・鼻・喉の病気というだけでなく、喉頭がんや、あるいは甲状腺腫瘍など頭頸部疾患の診療を扱う外科系の診療科であるということ、連携医療機関、あるいは市民の皆様により広く明らかにする、明示させていただくということ、を目的として、学会名の変更を受けて標榜科診療名を変更させていただきたいと考えております。

本条例の施行期日は令和6年4月1日を予定しております。

以上が、本案の概要でございます。よろしく御審議、御検討のほど賜りますようお願いいたします。

たします。

- 議 長（阿部 利恵子） 提案理由の説明が終わりました。

ただいまから質疑をお受けいたします。

質疑のある方、挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議 長（阿部 利恵子） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議 長（阿部 利恵子） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、議案第1号、昭和病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議 長（阿部 利恵子） 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第5 議案第2号 昭和病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例

- 議 長（阿部 利恵子） 続きまして日程第5、議案第2号、昭和病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。坂本企業長。

- 企業長（坂本 哲也） それでは、議案第2号、昭和病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

本案は、企業長の補助職員の定数につきまして、先ほど御説明し、病院として進めております医師の働き方改革への対応を図りながら、診療体制を維持していくために医師及び医療技術職の確保を踏まえて、現行829名の定数を834名と、5名増員するものでございます。

施行期日は令和6年4月1日を予定しております。

以上が、本案の概要でございます。

詳細につきましては事務局から説明させていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議 長（阿部 利恵子） それでは、詳細説明をお願いいたします。笹野人事課長。

- 人事課長（笹野 孝） それでは、議案第2号、昭和病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例につきまして詳細説明を申し上げます。

資料3枚目の議案第2号資料、改正条例新旧対照表を御覧ください。

本案は、職員定数条例第2号第1項第1号中、企業長の補助職員829人を834人へと5名増員するものでございます。増員の内訳は、医師3名、医療技術職の薬剤師1名、臨床工学技士1名でございます。

医師につきましては、本年4月から医師の時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用が

開始となります。これまで当企業団におきましても、医師の働き方改革対応プロジェクトとして対応を進めてきたところでございます。現在、13列28診療科で行っている宿日直勤務は、診療部長や医長も含め約110名の医師がローテーションで診療業務に従事しておりますが、勤務実態として、救急外来患者の診察や緊急手術など繁忙度によって連続した勤務となり、勤務終了後に休息時間を確保する必要が生じます。そのため宿日直勤務を行った翌日に引き続いて勤務ができなくなることで、平日に医師が不足することが想定され、診療体制に影響が出てくると考えております。

そのことから医師の増員が必要と考えておりますが、ほかの病院におきましても当院と同様に働き方改革の対応を行っており、その結果、医師不足となり、大幅な増員は難しいと考えております。しかしながら、診療体制を維持するために医師の確保に努め、新年度は定数を3名増とするものでございます。

医療技術職につきましては、医師の働き方改革で大切な取組の一つとして、多職種によるタスクシェア、タスクシフトがあります。その中で、薬剤師については既に病棟での薬剤管理・薬物療法に関する説明などに対応しておりますが、さらに、手術が決まった患者さんの薬剤管理などを行うために、手術室に専任の薬剤師を配置し、薬剤師1名を増員するものであります。

また、昨年度に手術支援ロボットを導入し手術を開始しておりますが、臨床工学技士がロボットの保守管理、術中の映像記録の管理やトラブルに対応し、手術が円滑に行われるように努めておりますが、人員体制が厳しい状況がございます。ロボット手術のさらなる充実のために、臨床工学技士を1名増員するものであります。

本条例の施行期日につきましては、令和6年4月1日を予定しております。

以上が本案の内容でございます。よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（阿部 利恵子） 提案理由の説明が終わりました。

ただいまから質疑をお受けいたします。

質疑はございますか。質疑のある方、挙手願います。5番、朝木議員。

○ 5 番（朝木 直子） 今、御説明いただきまして、5名増、医師の方が3名と薬剤師と手術支援ロボットの担当の方ということですが、この5名増によって、特に医師3名の増によって、現在の勤務体系の激務、この部分が緩和、解決される人数であるのかどうか、そこだけ伺いたいと思います。

○ 議長（阿部 利恵子） 笹野人事課長。

○ 人事課長（笹野 孝） 朝木議員から御質問いただきました、増員による解決のことでございますけれども、医師の増員予定のうち宿日直勤務を行っている麻酔科の医師も増員になりますので、体制としては少し軽減はされるかと思っております。

ただ、ほかの診療科につきましても勤務体制が厳しい状況もございますので、次年度以降、またさらに医師の増員なども含めて対応を検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○ 議長（阿部 利恵子） よろしいですか。ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（阿部 利恵子） 特になければ質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（阿部 利恵子） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、議案第2号、昭和病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（阿部 利恵子） 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 令和5年度昭和病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）

- 議長（阿部 利恵子） 続きまして日程第6、議案第3号、令和5年度昭和病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。坂本企業長。

- 企業長（坂本 哲也） ただいま上程されました議案第3号、令和5年度昭和病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明を申し上げます。

本案につきましては、令和5年度病院事業会計予算のうち、薬品の購入に充てるたな卸資産購入限度額を増額する補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては事務局から説明をさせますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（阿部 利恵子） 小林会計担当課長。

- 会計担当課長（小林 忠幸） それでは、詳細説明を申し上げます。

議案第3号資料、概要の資料1枚を御覧ください。補正内容につきましては、この概要に沿って説明をさせていただきます。

1番の補正の理由になりますが、高額な抗がん剤等注射薬の新規採用及び投薬量の増加に伴い、薬品の購入額及び在庫額が増加し、これに対応する予算に不足が見込まれるため、補正が必要となりました。

2番、補正の内容になりますが、一つは（1）たな卸資産購入限度額を5,500万円増額するものでございます。もう一点は（2）薬品在庫額の不足に対応するため、収益的支出における、項、医業費用、目、材料費の不足額を、同項内の目、経費から流用することについて、補正予算に関する説明書として実施計画説明書等を添付するものでございます。

下の参考の表は、経費から材料費への流用額の内訳でございます。具体的には、経費の委託料と、材料費の診療材料費及び給食材料費を減額し、材料費の薬品費を増額いたします。

続きまして、補正予算書のほうを御覧いただきたいと思います。内容につきましては説明

したとおりでございますので、簡単に内容を御覧いただきたいと思いますが、2枚おめくりいただきまして1ページ目が、今回議決をいただきます補正予算の議案本文でございます。2ページ目が実施計画でございます。3ページ目が実施計画説明書となりまして、先ほどの概要資料の参考の表と同様のものがございます。

以上が令和5年度昭和病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）の詳細でございます。以上でございます。

- 議長（阿部 利恵子） 提案理由の説明が終わりました。
ただいまから質疑をお受けいたします。
質疑はございますでしょうか。6番、伊藤議員。
- 6番（伊藤 真一） 6番、東村山市の伊藤でございます。1点だけお尋ねします。
これはどちらかという増額する予算ではないんですけれども、いわゆる流用、もしくは組替えといった類のものかと思えます。内容を見ますと、医師事務作業補助者派遣委託等の減ということが書かれておりますけれども、減する委託に関しての具体的な内容と、それから、それだけ減額しても業務に影響がないということではなさると思えますので、そのあたりの御説明をいただきたいと思えます。
- 議長（阿部 利恵子） 金井診療支援担当課長。
- 診療支援担当課長（金井 弘子） 医師事務作業補助者の減についてですが、本来、医師の業務をタスクシフトするために15人ほど予算を組んでおりましたが、なかなか派遣会社から人材が集まらない。どこの病院でもタスクシフトを進めている中で集まってこないということで、今現在、派遣の職員が10名ほど勤務しております。そのために、望んではいるが来ないというところで、流用をすることにいたしました。
- 議長（阿部 利恵子） よろしいですか。6番、伊藤議員。
- 6番（伊藤 真一） 分かりました。ただ、今の御説明ですと人材がそれだけ集まらないということは、現場は人手が不足して困っていらっしゃるという実情が会計予算とは別のところにあるかと思うんですけれども、その課題については今後、将来に向けて解決をしていかなくはならない課題かと思うんですけれども、そのあたりについてのお考えも併せてお聞かせいただければと思います。
- 議長（阿部 利恵子） 金井診療支援担当課長。
- 診療支援担当課長（金井 弘子） 現在、医師事務作業補助者は52名体制で、各病棟、外来に複数名配置しております。会計年度任用職員のフルタイムと短時間というところで病院でも直雇用をしておりますし、常勤職員も5名程度配置されています。そのために、派遣職員が集まらない中でも、病院も自助努力をし、並行して職員の募集をかけておりますので、その努力を続けていきたいと思っております。
- 議長（阿部 利恵子） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（阿部 利恵子） ほかに特になければ質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論ある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議 長（阿部 利恵子） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、議案第3号、令和5年度昭和病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議 長（阿部 利恵子） 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議 長（阿部 利恵子） ここで休憩をいたします。おおむね10分間の休憩を取りまして、10時40分より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

表に飲物等の用意があるようですので、よろしければ御利用ください。

午前10時30分 休憩

午前10時39分 再開

- 議 長（阿部 利恵子） それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第7 議案第4号 令和6年度昭和病院企業団構成市分賦金の額の決定について

日程第8 議案第5号 令和6年度昭和病院企業団病院事業会計予算

- 議 長（阿部 利恵子） 次に、日程第7、議案第4号、令和6年度昭和病院企業団構成市分賦金の額の決定について及び日程第8、議案第5号、令和6年度昭和病院企業団病院事業会計予算は関連がありますので、会議規則第33条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。坂本企業長。

- 企業長（坂本 哲也） ただいま上程されました議案第4号及び議案第5号につきまして、一括して御説明を申し上げます。

初めに、議案第4号、令和6年度昭和病院企業団構成市分賦金の額の決定につきまして御説明申し上げます。

本案は、昭和病院企業団規約第14条第2項の規定により構成市の分賦金の額を定めるもので、令和6年度の方分賦金は総額15億円をお願いするものでございます。

次に、議案第5号、令和6年度昭和病院企業団病院事業会計予算につきまして、御説明申し上げます。

まず、費用面では、放射線治療装置を含む高度医療機器の更新や医師をはじめとする医療職の定数増を給与費に見込むなど、医療機能の充実と医療人材の確保に努め、高度急性期医療センターとして地域医療を支える役割を果たしてまいります。

一方、収益面に関しましては、令和6年度の方診療報酬改定への的確な対応、そして、引き続き地域の医療機関との連携強化及び効率的な病床運営に努めることで収益を確保してまいります。

予算案の内容につきましては、まず予算第3条の収益的収入及び支出では、前年度と比較し6億1,367万5,000円を増額し、総額を221億9,095万7,000円とする収支均衡の予算となっております。

次に、予算第4条の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入で補助金を主な収入とする総額2,627万5,000円を計上し、一方の支出では、医療機器の更新費用を含めた建設改良費に8億5,662万8,000円を、企業債の元金償還金に5億3,094万3,000円を計上し、その他の費用を合わせた資本的支出の総額は13億9,853万9,000円を計上しております。この資本的収入が支出に対して不足する額につきましては、損益勘定留保資金他で補填することとしております。

以上が令和6年度昭和病院企業団病院事業会計予算の概要でございます。

この2つの議案の詳細につきましては事務局から説明をさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

- 議長（阿部 利恵子） それでは、詳細説明をお願いいたします。門上経営企画課長事務代理。
- 経営企画課長事務代理（門上 晶子） 議案第4号、令和6年度昭和病院企業団構成市分賦金の額の決定につきまして御説明いたします。

本案は、令和6年度の構成市の分賦金の額を定めるものです。

2枚目、議案第4号資料1を御覧ください。

左側の（1）市別負担額では、均等割、患者割の別に各市の負担額を記載しております。右側の（2）が患者割の算定資料になります。その下、（3）に合計負担額等の対前年度増減を記載しております。資料1の裏面に患者割の基礎となります年度別の患者数を掲載しておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

次に3枚目、資料2を御覧ください。

こちらは、分賦金の項目別内訳となっております。右側の「令和6年度見込み欄」を御覧ください。右から3列目の「算定額」は繰入基準等に基づき積算をしております。総合計は21億4,792万円となりますが、合計の負担額が15億円になるよう、6億4,792万円を減額調整しております。裏面は、項目ごとの算定額の根拠となる収入と支出の額を記載しておりますので、こちらも後ほど御覧いただければと存じます。

構成市分賦金の額の決定につきましての説明は以上でございます。

- 議長（阿部 利恵子） 続けて御説明をお願いいたします。小林会計担当課長。
- 会計担当課長（小林 忠幸） 続きまして、議案第5号、令和6年度昭和病院企業団病院事業会計予算につきまして御説明いたします。

初めに、A4版1枚の資料、令和6年度昭和病院企業団病院事業会計予算の概要を御覧ください。

初めに、ローマ数字Ⅰの収支の概要、1番、収益的収支の予算規模でございます。

事業費総額は221億9,100万円で、収支均衡の予算となっております。令和5年度との比較では6億1,400万円の増額になります。

次に、2番、固定資産等購入費でございますが、令和5年度予算で債務負担行為の議決をされた放射線治療装置のほか、心臓エコー画像解析装置、手術室カメラシステム等の更新を含めました医療器械の購入費に8億円を予定しております。

続きまして、ローマ数字Ⅱの事業の内容等の1、業務予定量になります。

病床数は、感染症病床6床を含めまして合計485床でございます。患者数は1日当たりの平均患者数で申し上げますと入院は398人、外来は1,035人を予定しております。1日当たりの診療単価は、入院9万3,800円、外来2万2,200円としております。人間ドック1日当たりの利用数は前年度と比較しまして、1日ドック、半日ドックともに平日の予定数は同数としております。半日ドックは実施曜日の日数減のため延べ数は減となっております。

次に、2番、職員数ですが、議案第2号で昭和病院企業団職員定数条例の一部改正で議決をいただきましたとおり医師を3名、医療技術職2名を増員、総数834人としております。

次に、3、令和6年度の主要な事業等でございます。これまで昭和病院では市民公開講座、学校教育、地域医療者との共同講演会など、市民や地域と病院との連携を推進する事業を実施しているところでございます。

これらのほか、令和6年度における主要な事業になりますが、①につきましては、医師の働き方改革を推進し人材確保に努めることで、持続可能な地域医療体制を整えてまいりたいとの考えでございます。②につきましては、診療報酬改定への対応を適切に行うことで医業収支を改善し、健全な経営に努めてまいります。③につきましては、計画的な設備整備の一環として放射線治療装置を更新いたします。④につきましては、電子カルテシステムの令和7年度中の更新に向けた準備を着実にを行うとともに、デジタル化を一層推進いたします。

続きまして、ローマ数字Ⅲ、主要指標等になりますが、表の1行目の経常収支比率は前年度との比較で同数でございます。次の2行目の給与費（対医業収益）比率は1.2ポイントの減少となります。3行目の病床稼働率は前年度との比較で同数となっております。

予算の概要につきましては以上でございます。

続きまして、本日差し替えの資料としてお配りしております2枚の議案第5号の資料を参照願います。先ほど説明した概要と重複しない部分を説明させていただきます。

1ページ目は、第2条が業務の予定量、第3条が収益的収入及び支出でございます。第3条の収入及び支出の事業費総額では221億9,095万7,000円で、収支均衡の予算となっております。

2ページをお願いいたします。第4条の資本的収入及び支出になります。資本的収入は2,627万5,000円、資本的支出は13億9,853万9,000円になりまして、第4条本文に記載のとおり、この収支差の費用超過額13億7,226万4,000円は損益勘定留保資金等で補填するものです。

次の第5条は一時借入金の限度額で、従前どおり5億円でございます。

次の第6条は予定支出の各項の経費の金額の流用で、同一款内の各項間の経費につきましては議会の議決を経ないで流用できるとしております。

3ページの第7条は、6条とは逆に、議会の議決を得なければ流用のできない経費でありまして、職員給与費及び交際費としております。

第8条は構成市分賦金で、先ほど説明にありました繰入総額を15億円としております。

第9条は、たな卸資産購入限度額になります。当院では薬品等を貯蔵品経理しております、購入限度額を38億662万円とするものでございます。

第10条は重要な資産として、整備予定の器械備品の中で2,000万円以上のものを記載しております。6年度は放射線治療装置、心臓エコー画像解析装置、手術室カメラシステムの各一式を予定しております。

以上が議決案件でございます。

続きまして、冊子版の予算書をお開きいただきたいと思っております。予算に関する説明書について説明をさせていただきます。

まず、4ページから6ページになります。こちらが予算の実施計画になります。こちらでは科目で目までの額を表示しております。

次の7ページが予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

ページをおめくりいただきまして、8ページから14ページまでが給与費明細書でございます。

15ページが債務負担行為に関する調書になります。

ページをおめくりいただきまして、16ページ、17ページが令和6年度予定貸借対照表、次のページ、18ページ、19ページが令和5年度予定貸借対照表、次の20ページが令和5年度の予定損益計算書、21ページが予算に関する説明書に係る注記表となっております。

続きまして、22ページをお願いいたします。予算実施計画説明書につきまして前年度の予算額との比較で説明いたします。

まず、収入になりますが、1行目の第1款病院事業収益は221億9,095万7,000円で、前年度よりも6億1,367万5,000円の増加、率にしますと2.8%の増加となっております。この増額の理由ですが、22ページ上段の第1項医業収益の増によるものでございます。この増額の主な理由ですが、22ページ上段、第1項医業収益の入院収益及び外来収益の増によるものです。入院は1日平均患者数を前年度と同数の398人とするもので、1日1人当たりの診療単価を4,600円増の9万3,800円といたします。外来は1日平均患者数を同数の1,035人とし、1日1人当たりの診療単価を700円増の2万2,200円といたします。

第2項医業外収益では1億8,572万円余の減額となっておりますが、こちらは主に23ページ上段の第3目補助金の減額によるものでございます。これは前年度に見込まれていたコロナ患者対応に従事する職員への危険手当支給分、こちら10分の10を補填する補助金が令和5年度中に廃止となりましたので、これを見込まないこととしております。

続きまして、24ページをお願いいたします。

支出になりますが、1行目の第1款病院事業費用は221億9,095万7,000円で、収入と同様に前年度より6億1,367万5,000円の増加となっております。増額の主な理由は、第2項医業費用の給与費、材料費及び経費の増によるものでございます。

目ごとの増減でございますが、24ページの第2項医業費用の第1目給与費で2億2,938万円余の増。こちらは会計年度任用職員の勤勉手当の増による手当等、法定福利費、賞与引当

金繰入額、退職給付費で、各5,000万円余の増によるものでございます。

次に、25ページ、第2目材料費で4億7,998万円余の増となっております。これは収入増に連動して薬品費及び診療材料費が増となったためでございます。

次に、第3目経費で1億2,818万円の増となっております。これは主に委託料で約8,000万円の増となったためでございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。第4目減価償却費が2億728万円余の減となっておりますが、これは平成30年度導入の電子カルテシステム等の減価償却が終了したことによるものでございます。

27ページをお願いいたします。第3項医業外費用で457万円余の減になっております。これは第1目企業債の支払利息の減少によるものでございます。

続きまして、28ページ、29ページをお願いいたします。予算第4条の収益的収支になります。

まず、第1款資本的収入の令和6年度予算額は2,627万5,000円で、前年度比で549万2,000円の増となっております。これは第2項補助金の増によるものでございます。

次に、右側29ページをお願いいたします。第1款資本的支出の予算額は13億9,853万9,000円で、前年度比で4億8,185万8,000円の増となっております。これは主に第1項建設改良費の増によるものでございます。具体的には放射線治療装置5億490万円の予定がございます。なお、第3項投資のその他投資として、CO₂排出クレジット等購入で1,096万円余の執行を予定しております。

大変長くなりましたが、令和6年度予算に関する説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○ 議長（阿部 利恵子） 提案理由の説明が終わりました。

ただいまから質疑をお受けいたします。質疑は、議案第4号、第5号を一括で行わせていただきます。

質疑のある方、挙手願います。8番、沢西議員。

○ 8 番（沢西 卓哉） 1点だけお伺いいたします。

令和6年度予算で、令和6年度の主要な事業等の中に診療報酬改定の対応ということで記載がありますけれども、この概要方針とか何かトピックスみたいなものがあれば教えていただければと思います。

○ 議長（阿部 利恵子） 酒井医事課長事務代理。

○ 医事課長事務代理（酒井 晋） ただいまの御質問につきまして、診療報酬の改定の内容というところで回答いたします。

改定項目は複数あるんですが、その中でも今回大きな目玉とされているのは、冒頭、企業長の御発言にもありましたが、医師の働き方改革の推進とされています。今回の改定によって重点課題として評価される点としましては、医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取組という点が評価されること。それから、タスクシフトの推進として医師事務作業補助者の体制についてや、多職種によるチーム医療の推進に係る評価などがあります。これらの取組の

財源として、入院基本料や初診・再診の点数の引上げが予定されています。

当院といたしましては、今後3月にはこれら診療報酬改定の内容が確定的になりまして告示という形で行われますので、それを受けまして具体的に院内でどういったところを対応するかを検討し、当院の役割である重症患者の適切な受入れ、それからスムーズな診療に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○ 議長（阿部 利恵子） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はいらっしゃいませんか。5番、朝木議員。

○ 5番（朝木 直子） すみません。11月の令和4年度の決算に引き続いて院内保育所の件を何点か伺いたいと思います。

今回の計上が6,868万円ぐらいでした。前年度比2,264万円ぐらい増えているわけですが、まず賃借料についてです。これについては、土地の平米当たりの金額、近傍価格と比較して適正な金額となっているか。もう一つが、建物について床面積が平米当たり幾らとなっているのか、賃料の月額も伺います。一応調べて分かっているんですけども伺います。

それから、建物の建設費を伺います。坪単価も伺います。それから、保育の委託料の関係です。過去5年の利用者数、1日当たりの平均を伺います。

それから、契約が3年ごとになっておりますけれども、利用者数を何人として契約金額を積算しているのか。これは保育の委託会社との契約が3年契約になっておりますけれども、この利用者数を何人として積算しているのか。

それから、令和3年10月1日からの契約になっておりますけれども、前年の利用者数は何人になっているのかを伺います。

それから、子供1人当たりの保育料は月額幾らとなっているのか、過去5年決算額で伺います。それから、先ほど言いましたように、契約が3年の委託契約となっておりますけれども、この理由と事業者の選定方法を伺います。

以上です。

○ 議長（阿部 利恵子） 御答弁お願いいたします。笹野人事課長。

○ 人事課長（笹野 孝） 朝木議員から御質問いただきました点で、来年度の予算の件と賃借料の件、あと委託料の件についてお答え申し上げます。

まず、来年度の予算に関しましては、給食材料費と光熱水費及び委託料、前年度と比較をいたしまして増を見込みました。それぞれ、金額は大きくないのですが給食材料費が2万1,000円、光熱水費が7万7,000円、委託料については254万3,000円増を見込みました。

続きまして、賃借料の件でございますけれども、現在の賃借の契約が土地と建物、こちらを別とした契約になっておりませんので、土地の平米当たりの金額というのが現時点では算出はできないという状況でございます。また、近傍の価格との比較につきましては、契約当時どのような形で比較をしていたかということも、申し訳ございませんが確認できておりません。

次の建物についてでございますけれども、これは床面積当たり幾らかという部分は土地と

建物を一緒とした賃借契約としているために、床面積当たりの金額というのが算出することができないという状況でございます。

次に、建物の建設費に関する御質問、あと、坪単価に関する御質問ですけれども、こちらに関しましても、建物の建設自体は病院で行っているものではないために、現時点では確認ができず、正確な建設費について把握はしておりません。ただ、建設協力金として貸付けをしていることから、貸付金を上回る金額であったとは考えております。

続きまして、委託料に関するお答え申し上げます。過去5年の利用者数、1日当たりの平均数ですけれども、各年度の月極めの利用者、一時保育利用者及び夜間保育利用者を合計した利用者数、こちらを利用が実際なかった日も含めた1年の日数365日、うるう年については366日で割りまして算出した1日の平均利用者数を申し上げます。直近で、令和4年度が3.1人、令和3年度が2.8人、令和2年度が2.0人、令和元年度が5.3人、平成30年度が8.2人でございます。

それと、令和3年10月から令和6年9月30日までの保育園の運営委託契約の委託をするに当たっての利用者数を何人として契約金額を積算しているか、それと、契約の前年の利用者数に関してでございますけれども、令和3年10月から令和6年9月30日までの現在の契約につきましては、利用者数の見込みとしては、令和元年度と令和2年4月から9月までの延べ人数から、月平均で約135名、こちらを見込んでおりました。なお、令和2年度の利用者数につきましては、延べ人数では722人ございました。

次に、子供1人当たりの保育料、こちらの月額についてでございます。月極め利用者の子供1人当たりの保育料ですが、令和4年度が約3万4,000円、令和3年度が約2万9,000円。令和2年度が約3万9,000円、令和元年度が約4万2,000円、平成30年度が約3万3,000円でございます。

以上でございます。

- 議長(阿部 利恵子) 野口総務課長。
- 総務課長(野口 尚巳) 3年の契約にしているという部分での御質問がありましたので、契約を担当している私のほうから御説明申し上げます。

昭和病院企業団の中に、長期継続に関しまして長期継続契約を締結することができる契約についての条例施行規程、あるいは、条例施行規程の運用基準というのを定めております。その運用基準の中の別表というところで院内保育施設、そちらの委託契約については3年と定めております。この3年については、やはり当院の保育の年齢は0歳児から就学前まで、あるいは、小学1年生の場合ですと一時預かりまで、そういった幼いお子さん方を保育する関係から、単年度契約というのはなかなか厳しいのではないかと、児の成長等を考えると安定的に保育を提供できる環境の中で育てていただきたいというところがあり、恐らくその当時も近隣の先進的に保育を導入している公的の病院さん等々、情報を仕入れて、そういった形で3年契約というものを導入しているというものでございます。

以上です。

- 議長(阿部 利恵子) 5番、朝木議員。

○ 5 番（朝木 直子） すみません。この契約が全く分からなくて、どうしてこういうことになっているのか。

まず一つが賃借料ですけれども、これは土地と建物についての価格の根拠が分からないということでありましたけれども、ちょっと前の話といっても平成21年でしたか、できたの、にしても今も債務負担行為として払っているわけなので、根拠の分からない金額を予算化して支払いをするということについて、ちょっとそこは賃借料の根拠はやはり明らかにしていただかないといけないのではないかと思います。

私もこの建物について調べようと思ったんですけれども、建物はどうも登記をされていないみたいなんですよね。それなのでどうやって床面積を積算したのかなというふうに思ったところです。

それから、建物の建設費ですけれども、建設協力金を出しているわけで、建設協力金が平成22年から20年間、大体1,676万円ぐらいですかね。このぐらいの金額を地主さんから返してもらおう形になっていますよね、今、月々7万円を返してもらっているということなので、実際の建設費が幾らであって、そのうちの建設協力金が幾らなのかというところも、やはり明らかにしないとかがなのかなと思います。

賃借料の関係は以上で、委託料ですけれども、令和4年度決算のときに1日当たり平均2.5人というお話がありました。今、過去5年間の話も聞きましたけれども、一番多いときでも8.2人ですか、1日平均。計算しても、どうして月当たり135人の見積りをしているのか、不適切ではないかと思うんです。それで、この契約書を見ましたけれども、保育士、大体正社員と職員という分け方をしていますけれども、正社員5名、それから、職員が7名という記載、そういう契約になっています。認可保育園の基準でいいますと、例えばもし12名の職員を雇うとすると、これ全部が0歳児だと1人で3名のお子さんを見れますから、1日36名のお子様を見れる。それから、4歳児、5歳児については1人当たり30人のお子さんを保育できますから、1日当たり360人分の保育士さんなんですよ。そういうふうな計算をすると。実際には、令和4年とか2年とかコロナの時を抜かしても1桁台なわけで、それなのにどうしてこんな高額な契約をしているのかというところは、それから、この保育士12名という契約になっていますけれども、これの根拠についてもお伺いをしたいと思います。

それから、子供1人当たりの保育料は月額幾らと伺ったのは、私の言い方が悪かったんですけれども、1人当たり幾らの経費がかかっているかという意味なんです。私が大体令和4年度の2.5人で計算すると、1人当たり月額200万円ぐらいかかっているんですよ。標準でいうと大体保育料って1人当たり施設費も入れて25万円から30万円ぐらいの金額で認可保育園なんかは運営しているので、1人当たり200万円もかけているというところが、どうしてこういう契約になっているのかなというのが全く理解できないというところですので、そのあたりの釈明をお願いしたいと思います。

例えば以前で言えば令和3年の前の年にたくさんのお子さんが保育されていたということであれば、それを見込んで契約したということは分かるんですけれども、その前年の令和3年の前の2年度は1日当たり2人ですよ、平均すると。それにこれだけの保育料とか施設

費をかけているということが、ちょっと私としては納得がいかないのですが、今の賃借料の根拠が分からないという件と、それから、委託料の算出根拠、見積りの積算について、ここのあたりの積明をお願いしたいと思います。

2回しか発言できないということですので、この後発言がないので理解できるようなお話をさせていただければと思います。

○ 議長（阿部 利恵子） 小林会計担当課長。

○ 会計担当課長（小林 忠幸） この件につきましては、平成20年の第2回定例会での予算の議案の説明の中で説明されていた内容を探してまいりましたが、まず、金額の設定につきましては、当時、東京都の保育園の金額に準じた形で保育料の設定はされたようでございます。ほかの病院、当時やっていた院内保育を見ますと、その金額の倍近い保育料を取っていたこともあったようですけれども、病院としましてはやはり利用しやすい料金設定ということで当時3万幾らというような設定をされていて、現在もほぼ変わっていないのかなと思います。

当然、本来かかるべき金額よりかなり保育料を低めに設定したと、その当時も説明しておりますが、それに関しましては、当時の質疑の中でも女性医師の働く場が確保できるということで、今回の院内保育が、その当時、開始しているわけですけれども、評価はされていたというような状況がございます。

当時の議事録からはそのような説明が伺えましたので、説明させていただきました。

以上でございます。

○ 議長（阿部 利恵子） 笹野人事課長。

○ 人事課長（笹野 孝） では、令和3年10月から令和6年9月30日までの契約について御説明申し上げます。

先ほど申し上げました135.1人、月平均を見込んでいるというのは、令和元年度の人数と令和2年4月から9月までの延べ人数から月平均で算出した人数でございます。

月極めの利用者としては、月平均で78.9名、一時利用者は38.4名、夜間保育利用者は17.7名で、人数的には見込んでおります。

ただ、実際に契約を積算する場合には、人数もある程度見込んでおりますけれども、実際過去の保育料、結局、人数とイコールにはなりません、子供さんを預かった場合の保育士等の費用も見込んでおりましたので、こちらのほうで積算しております。これも令和元年と令和2年4月～9月までの保育、委託業者のほうに支払った金額を基に積算は見込みを立てておりましたので、令和元年は、まだ落ち込みが令和2年、3年よりも少なかった状況もございましたので、若干、令和2年以降の実績よりも高めに見込んでいたということでございます。

以上でございます。

○ 議長（阿部 利恵子） 門上経営企画課長事務代理。

○ 経営企画課長事務代理（門上 晶子） 先ほど保育士12名の採用、12名が契約されているという御質問がありましたけれども、この12名全員が院内保育に従事しているわけではござ

いません。小平市の委託事業としても行っております病児病後児保育のほうにも保育士が1名ないし2名専従で配置されておまして、なお、病棟にも保育士の配置がございまして、そちらの保育士の人数も含まれております。この12名全員が院内保育のみに従事しているわけではないことを、御説明申し上げます。

以上です。

- 議長（阿部 利恵子） 小林会計担当課長。
- 会計担当課長（小林 忠幸） あと先ほど御説明が少し足りなかったんですけども、まず、直近の利用者数が少ないという点ですが、やはりコロナの影響を受けておまして、利用制限を特に病児病後児につまましてはもう長い期間にわたってしてきた経緯がありますので、コロナ前とはかなり利用数は減っているというところがございます。

それから、当時、平成20年度前後の状況ですけども、この当時、看護師の7対1看護体制の施設基準を取るために、看護師をその当時の目標としては70名ぐらい増員させなければいけないというような状況もございました。ですので、こういった院内保育所をはじめとした処遇を良くするための整備が必要だったという状況もございます。

附帯的な情報でございます。

以上でございます。

〔「賃借料の根拠が不透明な件」と呼ぶ者あり〕

- 議長（阿部 利恵子） 一番最初に御質問のございました賃借料の関係についての見解について御答弁いただければと思います。協力金に対して月々7万円を返していただいているという……。

〔「それは建設費が幾らかというところで、今7万円ずつ地主さんから来ているから貸付けは1,600万円ぐらいで、それは建設費に絡んでいて、そもそもの月額160万円でしたか……」と呼ぶ者あり〕

〔「議長、休憩してください」と呼ぶ者あり〕

-
- 議長（阿部 利恵子） 暫時休憩いたします。
午前11時22分 休憩
午前11時24分 再開
 - 議長（阿部 利恵子） 休憩を閉じて再開いたします。

-
- 議長（阿部 利恵子） 御答弁をお願いします。小林会計担当課長。
 - 会計担当課長（小林 忠幸） 賃借料の根拠という件につきましては、先ほど答弁したとおり以上のものはこの場では回答できないというところがございます。

ただ、土地や建物面積等につきましては契約上の数値がございまして、また、保育所としての届出等もしておりますので、その中で数字は明らかとなっております。

以上でございます。

- 議長（阿部 利恵子） ほかに質疑はございませんか。6番、伊藤議員。

○ 6 番（伊藤 真一） 6番、東村山市の伊藤でございます。4点ほどお尋ねさせていただきます。

1つは、医業収支の見通しについてであります。これはさっき行政報告のところでも同様のお尋ねをしたんですが、特に今回の予算書の中に示されております令和6年度の予定する損益計算の中で、費用がかなりこれまでに比べて増大しているように伺えますので、その要因をお聞かせいただければと思います。

それから、予算書の29ページの投資のところでは先ほど御説明ありました、CO₂排出量クレジットというお話がありました。多分これは投資有価証券だと思いますけれども、どのようなものに投資をされるのかということを確認させていただければと思います。

それから、3つ目が、固定資産の購入ということで放射線治療装置、心臓エコー画像解析装置、手術室カメラシステムという記述がありますが、分かりましたらそれぞれの予定している金額内訳をお聞かせいただければと思います。

最後に4つ目ですが、15ページの債務負担行為についてです。これは前年度末までの債務負担行為に関する調書ということでは契約が終了し、新たな契約が6年から12年に向けて行われるということで、この内容につきましてももう少し詳しくお聞かせいただければと思います。これまでと同条件なのか、また、実際にスタートするのが令和6年4月からスタートするのではなくて年度内のどこかということが想定されます。計算しますと割り切れないところがあるので、何月から何にということ詳しく御説明をいただければと思っています。

以上です。

○ 議長（阿部 利恵子） 小林会計担当課長。

○ 会計担当課長（小林 忠幸） 医業収支の見通しの中で医業費用の増えている内容ということでよろしいでしょうか。まず、給与費につきましては増加させております。といいますのも、先ほど説明の中でも一部申し上げておりますが、会計年度任用職員の勤勉手当とか、退職給付費の増額が見込まれています。それから、それに伴って法定福利費等も上がっておりますので、約2億円ほど前年度に比べて増やしているというところでございます。

それから、材料費につきましては、やはり昨今、コロナの患者さんも減り、一般の診療が充実してきておまして、それが充実するということは手術も増えていく、それから、薬剤も入っていくということで、診療材料費、それから薬品費が増額しております。これは入院や外来の収益の増加に伴うものでございます。

それから、先ほどのCO₂排出クレジットですけれども、こちらについてはCO₂の削減目標の達成ができなくて、そのため、この金額を負担しなければならないという性格のもので、区分が従前もしておりましたので、預託、そういったものと同じような形で、その他のところで区分しております。

それから、15ページの債務負担の内容につきまして、こちらはまさしく院内保育所の賃借料の長期継続契約になっております。令和6年度以降と書いてありますのは、単にこの後の負担額がこれだけあるという金額の表示でございます。

医療器械の見込額につきましては、別途説明をさせていただきたいと思っております。

- 議長（阿部 利恵子） 手塚業務課長。
- 業務課長（手塚 達也） 先ほど御質問がありました手術室のカメラ、こちらのほうは内容的には今、手術をしているシーンをカメラに撮りまして、これは医師の教育、あるいは、現場での作業をいろいろな人間が同時に見ることが……金額だけですか。購入額のほうの予定が2,400万円弱を予定しております。それからあと、心臓のエコーのほうは3,500万円弱。それから、放射線のほうは先ほど説明がございましたので省かしていただきまして、あとは、放射線治療のほう、こちらのほうが5億円弱を予定しております。5億490万円を予定しております。

以上です。

- 議長（阿部 利恵子） 6番、伊藤議員。
- 6番（伊藤 真一） ありがとうございます。

1点だけ再度質問させていただきます。CO₂排出量のクレジットですが、これはどちらかというといわゆる資産か収支かというところでいうと、今回、未達だったものを払うというよりは、その他のところに経理していくということは、もしかすると将来戻ってくるかもしれないということになるのか、それとも未達だったからもうこれは払いましたけれども、購入したけれども戻ってこないという性質のものなのか。ちょっと先ほどのところの御説明、理解しづらかったところがあるので教えていただければと思います。

- 議長（阿部 利恵子） 手塚業務課長。
- 業務課長（手塚 達也） 東京都の環境確保条例に基づくもので、当院の場合は大規模事業所というところになりまして、御存じのとおり、CO₂の排出量の削減義務がございます。我々も努力をしていろいろやっていたんですが、今3期計画の中に入っているんですが、その中で4,600トン余り不足をするということになります。この不足したのものに関しましては、CO₂を達成しているところから買い取るような形の制度になっておりまして、その資金がここに載っている金額ということになります。

以上です。

- 議長（阿部 利恵子） 小林会計担当課長。
- 会計担当課長（小林 忠幸） 今、業務課長からの説明がありましたとおり、この4条の支出の経費として上げさせていただいて、執行時に現金が出て減っていく費用でございます。以上でございます。

- 議長（阿部 利恵子） ほかに質疑はございませんか。11番、佐竹議員。
- 11番（佐竹 康彦） 11番、東大和市の佐竹でございます。1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

職員数の件で、来年度から働き方改革で5名の増員ということでございますけれども、年度当初から5名増員の体制で行っていただけるような見込みがおありなのかどうか、この点だけ確認をさせていただきたいと思います。

- 議長（阿部 利恵子） 笹野人事課長。
- 人事課長（笹野 孝） ただいま佐竹議員から御質問をいただきました職員数、年度当

初から見込んでいるかという点についてお答え申し上げます。先ほど説明で申し上げましたが、医師については年度当初からを見込んでおります。そのほかの2職種、薬剤師、臨床工学技士につきましては令和6年4月以降に既に免許を持っている方、経験者を含めて採用を進めていく予定でございます。ですので、年度途中での採用として考えております。

以上でございます。

○ 議長（阿部 利恵子） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。13番、山崎議員。

○ 13番（山崎 英昭） すみません、先ほどの朝木議員の指摘でちょっと分からなくなったので、そこら辺をお聞かせいただきたいんですけども。前回決算のときにも同様の質疑があって、今回さらに引き続きの質疑があったわけですが、単純に前回決算のときの質疑があったわけで、今回、院内保育所、実際現状としてはあまり利用が見込めない状況にあるということであれば、それに合わせて契約内容であるとか人数ですとか見直しをしようというようなことが話し合われたのか検討がされたのか、この予算を組むに当たって、まずそこを1点伺いをしたい。

あわせて、契約がどのようになっているかちょっと詳しく分からないので資料請求すればよかったのかもしれないんですが、賃借料ですとか委託料というのは変更が可能なのかどうか。先ほどの質疑の中でも保育士12名全てが雇用した方のためだけではなくて、院内であったりとか、あと病児病後児にも回っているんですという話だったんですが、それでは、12名を想定しているということであれば、何人が院内保育所に雇用されている方のための人数に当ててあって、病院内でどの程度配置をしていて、病児病後児に対しては何人を手当てしているのかということをお聞かせください。

○ 議長（阿部 利恵子） 笹野人事課長。

○ 人事課長（笹野 孝） まず、院内保育園の運営委託の配置人数についてお答え申し上げます。まず、保育士配置の人数としては12名の内訳ですけども、保育園としては正社員等を含めて7名、病児病後児は4名で、小児科病棟については3名ということで配置、職員を雇用しています。まず、保育園のほうは、そのときの預かる人数、施設管理者プラス保育士の人数という考え方で、実際に預かるお子さんの数によって設定をしております。病児病後児保育室は、基本は保育士1名、看護師1名の配置で2名で対応しております。予約等が多くなるような場合については、体制をちょっと変え増員するということがございます。小児病棟については、おおむね1日通年で1名という配置で考えております。

以上でございます。

○ 議長（阿部 利恵子） 小林会計担当課長。

○ 会計担当課長（小林 忠幸） 今回予算に当たっての妥当性の検討につきましてはですけども、事業自体については当面やはり人材確保の面から必要だという判断でございます。

それから、委託料の積算につきましては、今人事課長の説明の中にもありましたけれども、常に毎日マックスの体制を組んでもらっているわけではなく、予定されている児童の予定に基づいて配置をされております。ただ、一定数の決まりがあり、何人に対して何人というこ

とは制度にのっとっておりますので、必ずしも利用者数に必ず対応できるかというとなかなか難しいところもあるのかなと思っております。

それから、賃借料の変更について可能かどうかということですが、これは私契約になりますから双方の協議ということも可能性としてはなくはないと思っております。ただ、当時の状況を踏まえますと、かなりこちら弱い立場で契約というか、その事業にたどり着いたということもあったかと思っておりますので、その辺のところは慎重に対応しないといけないというふうに考えております。

○ 議長（阿部 利恵子） 笹野人事課長。

○ 人事課長（笹野 孝） すみません、先ほどの配置人数のところの説明が足りず申し訳ございません。保育園と病児病後児に関しましては、時間的に勤務が短い職員もおりますので、実際に保育園に携わっている職員の数で申しあげましたので、そこについては、14名ではなく12名ということで訂正させていただきます。

○ 議長（阿部 利恵子） 13番、山崎議員。

○ 13 番（山崎 英昭） 聞けば聞くほど分からないことが多くなってしまって困ってしまうんですが、まず、賃借料に関しては当然当初のいきさつというのものもあるんでしょうけれども、当初のいきさつで分かる範囲でそのうち、今ここでというのは難しいかもしれませんが、これだけ議会で取り上げられているわけでありますので、一度まとめられたものをぜひ私どもにきちんと明らかにしていただきたいということはここで申し上げておきたいと思っております。

その上で、平成20年ですか21年ですか、ということですが、通常私どもの自治体でも保育所の契約、大体20年のことが多いかと思うんですが、そうすると、20年のところまでは最初の契約でというような考えが一般的には成り立つのかもしれないんですが、とはいえ、現状からするとそこが迫ってくる状況の中であり、様々検討というのは必要になってくるのかなと思うんですね。

ですから、こうして議会でも取り上げられているということも含めまして、ぜひ経営状況をきちんと厳しい中で何とかしていきたいというお言葉が何度も出てきている状況でありますので、御検討いただきたいと思っております。

委託料のところも同様の話になるのかなと思うんですが、ちょっと人数のところはなかなか個別に細かく聞かないと分からない部分があるのかなと思うんですが、ただ、それにしても小児科また病児病後児というところで、一定の確保というところは分からなくはないんですが、それを除いても院内保育所のところで7名という話になりますと、7名全員が毎日ということではないと思うんですが、とはいえ、先ほど来の質疑の中でもございましたが、1日平均2人ということであれば、先ほども朝木議員の質疑の中でありましたけれども、0歳児でも1人で3名見れるわけでありますので、そうするとこの7名で何人を想定して今この予算を組んだのかということをお聞かせをいただきたいと思っております。

あわせて、ちょっとこの場では今回これ質疑が2回目で最後になりますが、ぜひこちらの詳細といいますか我々が納得できるようなことをぜひ議会に説明いただけるように、改

めてお願いもしておきたいと思います。

○ 議長（阿部 利恵子） 笹野人事課長。

○ 人事課長（笹野 孝） まず、予算の積算のことについて御説明申し上げます。

委託料につきましては、前年度の運営委託料の実績の月額、こちらと、今年度の4月から9月までの運営委託料の実績の月額、これを一月当たりの平均月額を算出したしまして、令和6年4月、次年度の4月から9月までの月当たりの見積額といたしました。ですので、支払った実績を基に積算しております。現契約が令和6年9月までとなっておりますので、10月以降は新たに委託契約するというに当たりまして、現契約を行った令和3年9月時点から東京都の最低賃金のほうが約10%上昇していますので、10月以降の見積額については最低賃金の上昇分であるものを計上して、そちらの最低賃金上昇分である約10%を令和6年4月から9月までの見積額に上乘せをして、令和6年10月から令和7年3月末までの見積額として積算をいたしました。

○ 議長（阿部 利恵子） 小林事務局次長。

○ 事務局次長（小林 忠幸） 今、山崎議員さんから御提案がありましたとおり、この場で細かい数字を言ってもなかなか御理解いただくのは難しいと思いますので、一旦整理させていただいて、議会の場での御報告等、お示しできればと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○ 議長（阿部 利恵子） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（阿部 利恵子） では、ほかの質疑はなしと認めます。

これより討論を行います。討論ございますか。5番、朝木議員。

○ 5番（朝木 直子） 令和6年度予算につきまして、反対討論をさせていただきます。

おおむね適正な運営がされているように思いますけれども、先ほど質疑申し上げました、院内保育の6,868万円につきましては、施設の賃借料、それから保育の委託料、これは3年ごとの契約となっておりますが、通常、保育の委託というのは実績の人数に応じて委託料というのが払われるというのが普通ではないかと思うのですが、なぜこのような契約形態になっているのか、また、6,868万円の内訳、それから、妥当性について疑義に対して納得のできる答弁がございませんでした。

今後、先ほどほかの議員からも意見がありましたように、この会議が終わってからも明らかにしていただければと思いますが、現段階では賛成という立場にはありませんので、今回は反対ということできさせていただきたいと思います。

以上です。

○ 議長（阿部 利恵子） ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（阿部 利恵子） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

それでは、採決を行います。採決は議案ごとに行います。

議案第4号、令和6年度昭和病院企業団構成市分賦金の額の決定についての採決を行いま

す。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

- 議 長（阿部 利恵子） 挙手多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号、令和6年度昭和病院企業団病院事業会計予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

- 議 長（阿部 利恵子） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



- 議 長（阿部 利恵子） 以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

それでは、これもちまして令和6年昭和病院企業団議会第1回定例会を閉会いたします。

閉会時刻は午前11時50分となります。お疲れさまでした。

午前11時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

昭和病院企業団議会議長 阿 部 利恵子

副議長 小 林 正 樹

議員 中 村 きよし